

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第37号

## 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成18年飯塚市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。</p> <p>4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。</p> <p>4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得</p>

た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

#### (公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(3) (略)

た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

#### (公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(3) (略)

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (適用区分)

2 この条例による改正後の飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。